

食安輸発第0213001号
平成21年 2月13日

各検疫所長 殿

医薬食品局食品安全部監視安全課
輸入食品安全対策室長
(公印省略)

モニタリング検査の強化について
(中国産にんじん及びその加工品)

平成20年度輸入食品等モニタリング計画については、平成20年3月31日付け食安輸発第0331004号(最終改正：平成20年12月19日付け食安輸発第1219001号)に基づき実施しているところです。

今般、モニタリング検査の結果、中国産生鮮にんじんにおいて食品衛生法違反の事例があったことから、下記の食品については、食品衛生法違反の蓋然性を判断する目的で、残留農薬に係るモニタリング検査の頻度を30%に引き上げて対応するので、検査の実施方よろしくお願いします。

記

- 1 対象食品
中国産にんじん及びその加工品（簡易な加工に限る。）
- 2 検査項目及び検査頻度
 - (1) SUPESON INDUSTRIAL CO., LTD.が製造又は輸出した1の食品が輸入届出された場合は、貨物を保留の上、輸入者に対し、エトプロホスに係る自主検査を実施するよう指導すること。
 - (2) 1の食品について、残留農薬（エトプロホスを含む。）に係るモニタリング検査の頻度を30%に引き上げて対応すること。

(参 考)

1. 品 名：生鮮にんじん
2. 生産国：中国
3. 輸出者：SUPESON INDUSTRIAL CO., LTD
4. 検査結果：アセフェート 0.10ppm（基準値：0.01ppm）
エトプロホス 0.01ppm（基準値：0.005ppm）
メタミドホス 0.02ppm（基準値：0.01ppm）
5. 検 疫 所：名古屋検疫所（届出受付番号：第53006114470号1欄）
6. 輸 入 者：フジタカ連帯 株式会社